

若 桜 町 長 矢 部 康 樹 様
若桜町議会議長 川 上 守 様

若桜町監査委員 藤 原 重 明

若桜町監査委員 山 本 安 雄

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 監査の実施日 令和元年 7 月 26 日 (金)
- 2 実施場所 役場 3 階 全員協議室
- 3 監査の方法と
範囲 町民福祉課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - (1) スtockヤードの活用状況等について
 - (2) 病児、病後児保育の利用状況等について
 - (3) 若桜町高齢者等交流拠点施設「寄来屋」の利用状況等について
 - (4) 若桜ゆはら温泉「ふれあいの湯」の利用状況等について
 - (5) その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点
 - (1) 上記 (1) ~ (4) の施設の利活用状況はどの程度であるか。
 - (2) 施設は適正に管理されているか。
- 5 監査の結果 施設の利活用状況等について、資料を基に説明を受けた。
 - (1) については、平成 29 年度と平成 30 年度の受け入れ件数が 129 件から 57 件に減少している。町民へ利用の PR と、施設の利用方法などをわかりやすく記載した看板等の設置を行うなど環境の改善が必要と思われる。
 - (2) については、特に指摘事項なし。
 - (3) については、吉川集落以外の団体も利用されており、特に指摘事項なし。
 - (4) については、災害の時期や断水等による町民の利用により平成 30 年度は利用者が増加し、存在価値が確認できた。
 - (5) その他、所管に関することは、特に指摘事項なし。
 - (6) 「寄来屋」は吉川集落以外の団体も利用するなどそれなりの

実績がある。旧池田小学校、つく米分校についても今後の活用方法を検討されたい。

以上